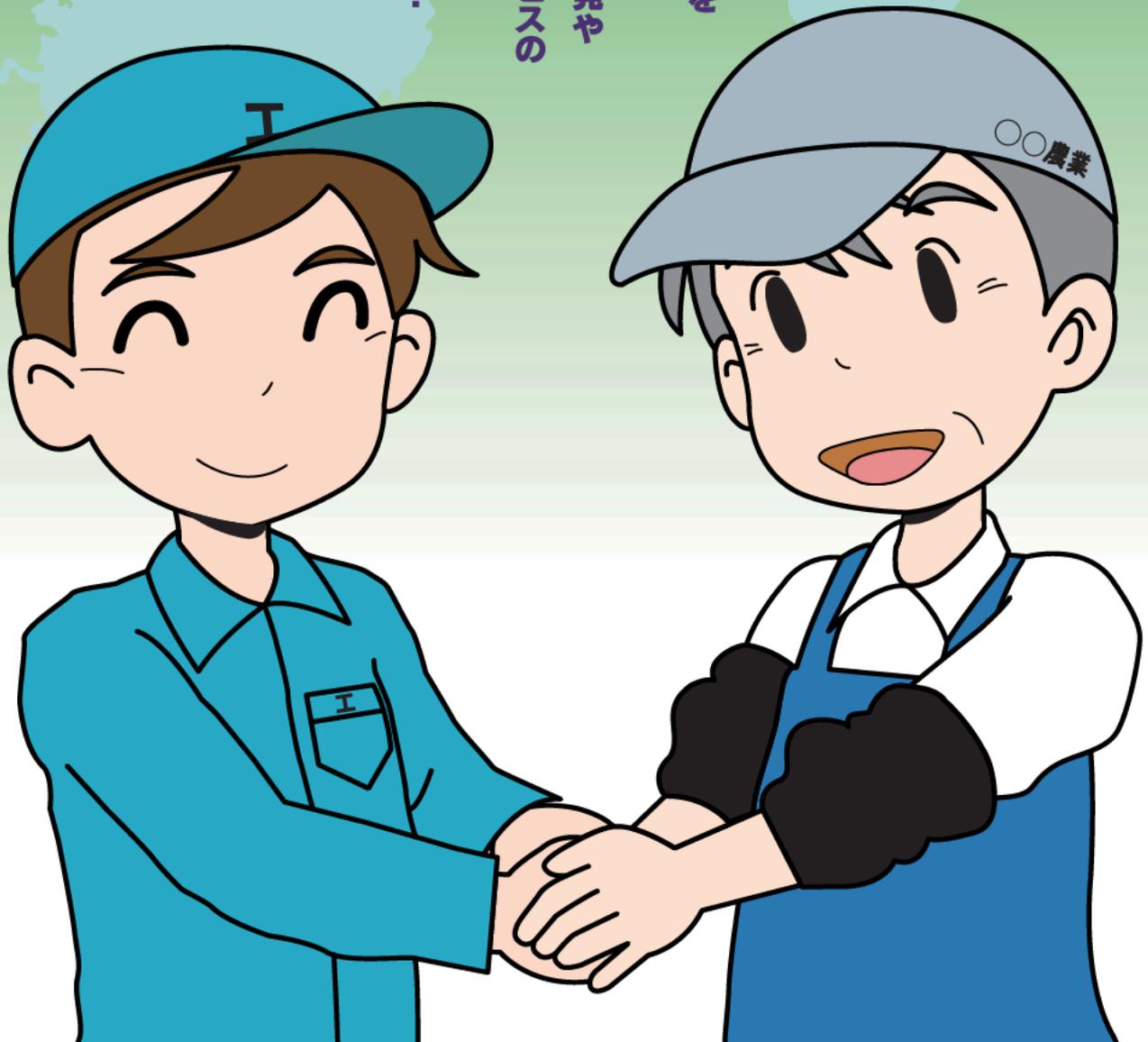


がんばれ四国!! 地域を活性化するための

2020.2

農商工等連携 ハンドブック

農林水産物を
活用して
新商品の開発や
新しいサービスの
事業化に
取り組もう!



Q. 「農商工等連携」に関する国の支援制度ができたのですか？



A.

地域経済の中核をなす中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う農商工等連携事業等を支援する制度が平成20年度から始まりました。その中核となる農商工等連携促進法が平成20年7月21日から施行されています。



近年、企業規模や業種、地域により景況に格差が見られる中、地方を中心として元気を取り戻し、活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中核をなす中小企業者や農林漁業者の活性化を図ることが重要です。

このためには、中小企業者や農林漁業者が産業の壁を超えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進することが重要です。

農商工等連携促進法では、両者の連携を促進するために次ページの2種類の取組について支援を行います。

1. 農商工等連携事業のしくみ

中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発・販売促進等の取組を支援【農商工等連携事業】

国が基本方針を策定(平成20年8月20日)

中小企業者(商工業者に限る)と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画を作成

国が認定

支援措置



主な支援措置

- 事業計画のアドバイス
- 試作品開発等に対する補助金
- 政策金融機関による低利融資
- 信用保証枠の拡大
- 農業改良資金貸付対象の拡大 など

2. 農商工等連携支援事業のしくみ

中小企業者と農林漁業者とのマッチングを行う公益法人やNPO法人を支援【農商工等連携支援事業】

国が基本方針を策定(平成20年8月20日)

一定の要件を満たす公益法人又はNPO法人が、農商工等連携事業に取り組む事業者等に対する指導・助言等の支援を行う計画を作成

国が認定

支援措置



- 中小企業信用保険法の特例
- 交流機会の提供、アドバイス等に対する補助金

→農商工等連携支援事業の認定基準について(11~12ページ参照)

Q.

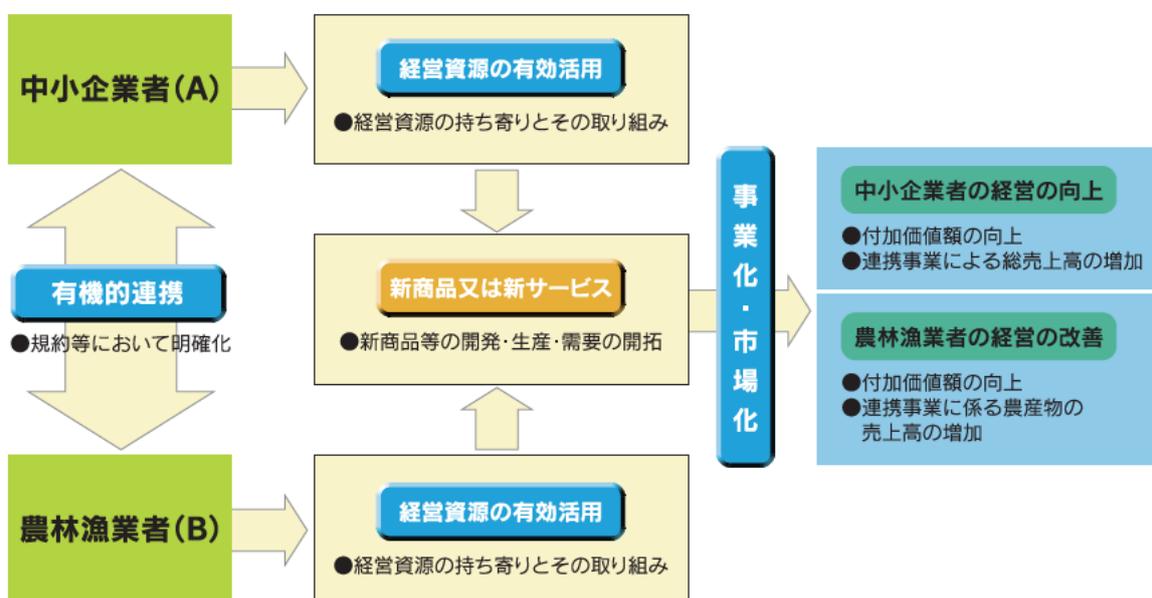
「農商工等連携事業」とは具体的にどのような計画を指すのですか？



A.

中小企業者のAさんと農林漁業者のBさんが有機的に連携し、お互いの経営資源（設備、技術、個人の有する知識や技能、ビジネスノウハウ、知的財産等）を持ち寄り、新商品や新役務の開発、生産、需要の開拓を行うことで、経営の向上・改善を図る事業を指します。

農商工等連携事業の流れ



「農工商等連携の事例」

八幡浜港で水揚げされる鮮魚を活用した魚骨の軟化技術による骨まで食べられる干物等の開発・製造・販売

取組概要

平成23年6月16日認定

◆連携の経緯

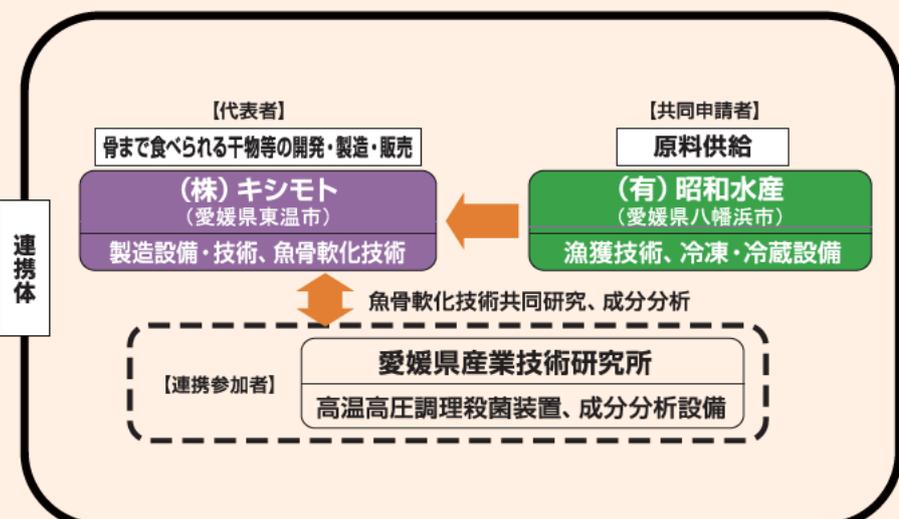
(株)キシモトは愛媛県産業技術研究所等と共同研究の結果、骨まで食べられるアジの開きの試作品開発に成功。この研究の成果を受け、様々な鮮魚の骨まで食べられる干物等の商品化を目指すこととなり、鮮魚の供給元を探していた。(有)昭和水産は、魚価の低迷から新ビジネスを模索しており、愛媛産業技術研究所から(株)キシモトの紹介を受けて、連携するに至った。



◆新商品又は新役務の内容とその市場性・競争力

(有)昭和水産は八幡浜港で水揚げされた鮮魚を魚種、形状、サイズを選別し、需要に応じた安定的な供給を行う。(株)キシモトは塩干品の製造設備・技術及び魚骨軟化技術を活用し、骨まで食べられる干物等(開きの干物、魚形を保持した煮魚等)を開発・製造・販売する。魚離れが進む若年層、若い主婦層及び安全性の面から骨のある魚は提供しづらい介護施設をターゲットに販路開拓を進める。

介護市場
健康志向市場
学校給食市場
海外市場



Q

「農商工等連携事業」 は誰が申請 できますか？



A

「農商工等連携事業」の申請が出来る中小企業者は、農林漁業以外の事業を営み、又は行う場合における次の(1)、(2)に掲げる中小企業者及び組合等です。

農商工等連携事業を実施するには、中小企業者と農林漁業者が連携して、共同で申請する必要があります。

(1) 中小企業者として対象となる会社と個人

業種分類	基準
製造業、建設業、運輸業など	資本金3億円以下 または 従業員数300人以下
ゴム製品製造業の一部	資本金3億円以下 または 従業員数900人以下
卸売業	資本金1億円以下 または 従業員数100人以下
サービス業(下記以外)	資本金5千万円以下 または 従業員数100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	資本金3億円以下 または 従業員数300人以下
旅館業	資本金5千万円以下 または 従業員数200人以下
小売業	資本金5千万円以下 または 従業員数50人以下

(2) 中小企業者として対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる要件
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	直接または間接の構成員の2/3以上が中小企業であること

A.

「農商工等連携事業」の申請ができる**農林漁業者**は、次の(3)、(4)に掲げる団体等で、農業、林業、漁業の定義については、日本標準産業分類(平成25年10月改定)によります。



(3) 農業、林業、漁業を営む者

(4) 農林漁業者の組織する団体

団体

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、生産森林組合、森林組合、森林組合連合会、漁業生産組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、法人格を有しない任意団体(集落営農組織等)



A.

農業協同組合等については、農林漁業以外の事業(加工、販売事業等)を行うことを前提に、中小企業者として農商工等連携事業を実施することが可能です。



(5) 中小企業者として農商工等連携事業を実施できる団体

団体

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会

Q ■ 「農商工等連携事業」の認定基準を教えてください。



計画を作る際、
気をつける点を
教えてください。



連携事業の認定を
受けようとする際、
留意する点は大きくわけて
4つあります。

A.



4つの留意点とは次のことを指します。(1)まず、中小企業者と農林漁業者の方々が有機的に連携し、互いの経営資源を持ち寄ってそれを活用して頂きます。(2)その連携活動により、両者にとってこれまでに開発、生産したことのない新たな商品又はサービスを作って頂きます。(3)その事業計画実施期間は原則5年以内となっています。(4)両者について、連携事業が終わる時までに一定の経営の向上・改善が実現するような売上等の計画を立てて頂きます。

農工商等連携事業の認定基準は、基本方針において、次のように規定されています。



(1) 有機的連携

中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用すること

- 中小企業者: 本事業においては農林水産物の生産活動以外の事業(加工・販売事業等)を行う者に限定
- 有機的連携: 規約や契約書等において、連携事業の目標、経営資源の相互提供、費用負担・損失分担・収益の配分、遵守義務を明確化することが必要
- 経営資源の活用: 両者の有する設備、技術、個人の有する知識及び技能その他ビジネスノウハウ、知的財産が、本事業を実施するために具体的に示されていることが必要

(2) 新商品の開発等

事業により、新商品若しくは新役務(サービス)の開発、生産又は需要の開拓が実現すること

- 新商品若しくは新役務
事業実施主体にとって、これまでに開発、生産したことのない新たな商品または役務であること、当該新商品・新役務の需要開拓について市場で成り立つ見込みがあることが必要

(3) 計画期間

計画実施期間は、原則5年以内とする。

(4) 経営の向上・改善

中小企業の経営の向上かつ農林漁業経営の改善が実現すること

- 付加価値額: 中小企業者及び農林漁業者いずれも付加価値額が「5年で5%」以上向上すること(従業員1人当たりの付加価値額でも可)
※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
- 中小企業者: 新商品・新役務の売上によって、総売上高が「5年で5%」以上増加すること
- 農林漁業者: 農工商等連携事業に係る農林水産物の売上高が「5年で5%」以上増加すること。ただし、従来取り扱っていない新規の作物等を導入する場合は事業として成り立つ売上高となること
※「 」書きは、計画期間が4年の場合は4%、3年の場合は3%

Q 「農商工等連携支援事業」の認定基準を教えてください。



農商工等連携支援事業はどのような団体が実施するのでしょうか。

一定の要件を満たす公益法人やNPO法人が農商工等連携支援事業を実施することができます。



A.

計画期間中(原則5年以内)、中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、農商工等連携事業に関する指導又は助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携の支援を行う一定の要件を満たす一般財団法人、一般社団法人及びNPO法人が対象となります。

農商工等連携支援事業の認定基準についても、基本方針において、次のように規定されています。



(1) 実施主体

- 一般社団法人、一般財団法人、NPO法人で以下の条件を満たしていることが必要です。
 - ・一般社団法人：議決権の1/2以上を中小企業者が有しているもの
 - ・一般財団法人：設立時に拠出された財産価額の1/2以上が中小企業者により拠出されているもの
 - ・NPO法人：表決権の1/2以上を中小企業者が有しているもの
- 中小企業者、農林漁業者をはじめ、商工会議所、商工会、JA、JA全国中央会、公設試、大学、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等の関係機関とのネットワークを有していることが必要です。

(2) 事業の内容

- 計画期間内に5件以上の農商工等連携事業の形成を実現すること、又は5件以上の農商工等連携事業に対する指導・助言を行うこと

(3) 計画期間

- 計画実施期間は、原則5年以内とすること



四国内農商工等連携事業計画 認定事例

地域	愛媛県 久万高原町	認定日	平成31年2月8日
----	-----------	-----	-----------

ITなどの新技術を活用した生産や販売の実現

ドローンを活用した森林および農地情報の広域収集と可視化システムの開発・販売

広域な土地利用情報を速やかかつ正確に取得する手法の確立と分析の自動化を実現するシステムの開発・販売を行う。

連携体

農林漁業者	久万広域森林組合(法人番号 3500005002434)(森林組合) スギ、ヒノキ等の植林、伐採、原木市場売りのほか、建築材の生産・販売、椎茸の生産・販売等を行う。
中小企業者	(株)ジツタ(法人番号3500001002090)(計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業) 測量技術を用いた位置測定技術や位置情報と空間情報を重ね合わせたGISの開発を行う。
サポート機関等	(独)中小企業基盤整備機構四国本部

連携の経緯

(株)ジツタは昭和21年9月に創業、主たる事業は測量機器や事務機器の販売である。業容拡大のため、平成9年からソフトウェアの開発も開始した。本事業にも関連する林業(森林組合)向けについては、多数の森林組合に対しシステム販売実績を有している。しかし、買い替え需要はあるものの、主力製品の販売が頭打ちとなり、新たな柱となる商品の開発が課題となっていた。

久万広域森林組合は、平成10年に愛媛県上浮穴郡周辺地域の森林組合の合併により設立された。事業内容は、スギ、ヒノキ等の植林、伐採、原木市場売りのほか、建築材の生産・販売、椎茸の生産・販売等である。直近では国産材の需要増加により木材価格の上昇、生産量の増加となった一方、生産現場における担い手の不足を補うための効率化が課題となっていた。

こうした中、(株)ジツタは建築測量分野等でドローン利用技術を蓄積し、全国の森林組合という既存顧客層に、森林計画や森林管理の生産性を飛躍的に向上できるドローン利用を検討していたが、久万広域森林組合が中長期にわたる事業計画の策定や森林資源を少人数で正確に把握するニーズを有していたことから連携して事業化を進めることとなった。



ドローン撮影風景

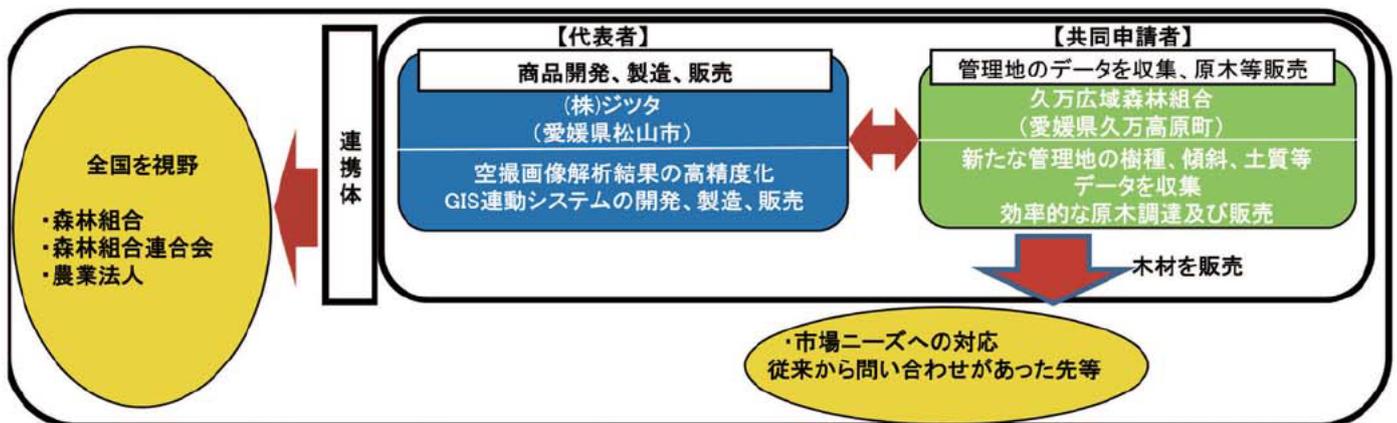
連携に当たっての課題や工夫等

本事業ではドローン空撮した森林画像解析から導出される材積と実際の木材搬出量の誤差を可能な限り小さくすることが課題となる。この課題解決にあたり、久万広域森林組合では、新たに管理地の樹種、傾斜、土質、日照データを収集し、(株)ジツタに提供する。

(株)ジツタでは、久万広域森林組合から提供されたデータに基づく補正係数を設定し、空撮画像解析結果の高精度化を図る。合わせて久万広域森林組合では森林所有者との合意形成を効果的に行えるような仕組みを考案する。久万広域森林組合は、本事業を通じて森林調査業務を効率化し、効率化により発生した余剰労働力を林産物の生産に活用することでスギ、ヒノキの生産増加を図り、これらを活用した加工品の製造・販売による売上げの増加により経営を改善する。



久万広域森林



連携による効果

農林漁業者 4年で1,077万円の売上高増加、安定的な収益確保による経営安定
スギ、ヒノキの生産増加による売上の増加により、安定的な収益確保が図られるなど、経営の安定化が期待される。

中小企業者 4年で6,000万円の売上高増加、収益性の改善
ドローンを活用した可視化システムの開発・製造・販売により、売上の増加と収益性の改善が期待される。

代表企業等の連絡先

企業等名：株式会社ジツタ
TEL：089-931-7175
E-mail：info@jitsuta.co.jp
所在地：愛媛県松山市中村二丁目8番1号
FAX：089-934-7701
ホームページ：https://www.jitsuta.co.jp/

地域	愛媛県 四国中央市	認定日	平成30年2月9日
----	-----------	-----	-----------

生産履歴の明確化や減農薬栽培等による付加価値向上

殺虫剤等化学薬品が残留していない鶏糞を活用した臭いの少ない堆肥の開発・製造・販売

ダニ捕虫器「ワクモス」を使用した養鶏を行うことで、殺虫剤等化学薬品の残留していない鶏糞を活用した、臭いの少ない完熟堆肥の開発・製造・販売を行う。

連携体

農林漁業者 (有)高島産業(法人番号 1470002009470) (養鶏業)

殺虫剤等を使用せずに養鶏場における吸血害虫「ワクモ」の駆除が可能なダニ捕虫器「ワクモス」を使用して養鶏を行い、そこで発生する殺虫剤等化学薬品が残留していない鶏糞を活用した完熟堆肥の製造を行う。

中小企業者 四国ケージ(株)(法人番号 3500001014326) (農業用器具製造業)

ダニ捕虫器「ワクモス」の開発ノウハウと製造技術・設備、鶏糞の発酵ノウハウ、販路を活用し、完熟堆肥の開発と製造、販売を行う。

サポート機関等 (独)中小企業基盤整備機構四国本部

連携の経緯

四国ケージ(株)は、付加価値の高い新製品として殺虫剤等の化学薬品を使用しないダニ捕虫器「ワクモス」を開発した。そして安全な鶏卵の生産に取り組む養鶏業者が持続可能な養鶏業を目指せるよう、これを利用した鶏糞堆肥商品の開発・販売を検討していた。

(有)高島産業は、これまでの低コストの鶏卵の生産を行う養鶏業では企業の持続ができないと考え、安心・安全な鶏卵を生産することで付加価値をつけることを検討していた。また、併せて経営圧迫の原因の一つである鶏糞処理については、臭いがきつく販売に苦勞するなどの課題を持っていた。

そこで、これらの課題を有する各者が、それぞれの経営資源を持ち寄って連携し、本事業に取り組むこととなった。



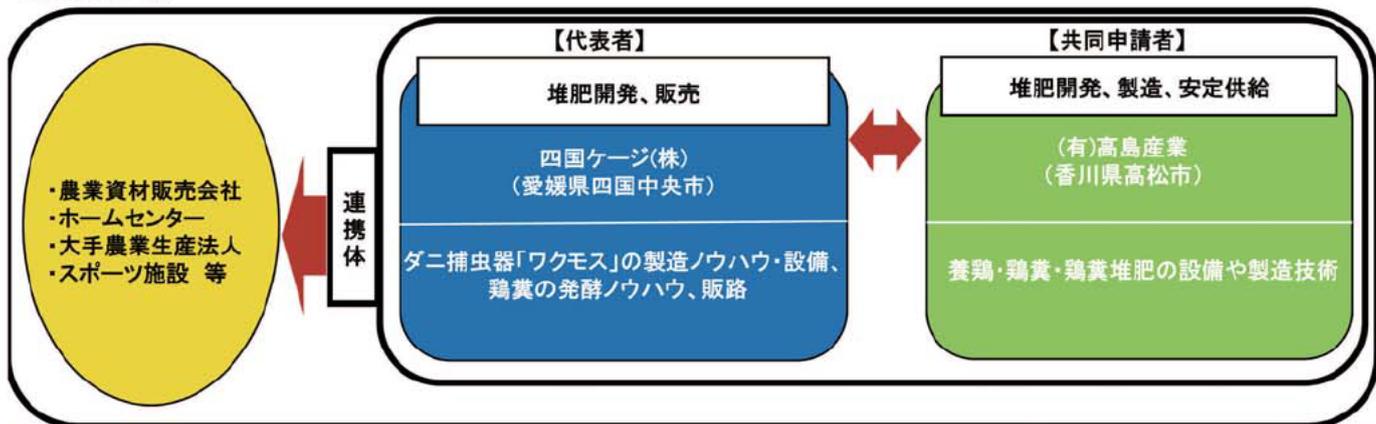
ダニ捕虫器「ワクモス」

連携に当たっての課題や工夫等

本事業で開発する鶏糞堆肥はダニ捕虫器「ワクモス」と鶏糞を混合することで臭いが少なく、植物の生育に欠かせない二酸化鉄やホウ素を含んでおり、通常の鶏糞堆肥に比べ付加価値や優位性があると考えている。鶏糞堆肥の製造設備がある(有)高島産業と鶏糞と「ワクモス」の混合堆肥の開発ノウハウがある四国ケージ(株)が連携して、殺虫剤等化学薬品が残留していない鶏糞を活用した臭いの少ない鶏糞堆肥を開発し、安全・安心な堆肥を求める需要に対して販路開拓を目指している。



鶏舎内ワクモス設置の様子



連携による効果

農林漁業者 5年で1億1000万円の売上高増加、安定的な収益確保による経営安定

新たな鶏糞堆肥の生産量増加による売上の増加により、安定的な収益確保が見込め、経営の安定化が期待される。

中小企業者 5年で7,250万円の売上高増加、収益性の改善

殺虫剤等化学薬品が残留していない鶏糞を活用した臭いの少ない堆肥の開発・販売により、売上の増加と収益性の改善が期待される。

代表企業等の連絡先

企業等名 : 四国ケージ株式会社
TEL : 0896-74-2856
E-mail : staff@shikoku-cage.jp

所在地 : 愛媛県四国中央市土居町野田1548
FAX : 0896-74-2950
ホームページ : <http://shikoku-cage.jp/index.html>

本ガイドブックに関する窓口

経済産業省 四国経済産業局 中小企業課新事業促進室 ☎ 087-811-8562(直通)